

西海市発注における系列会社等の同一入札案件参加制限要領

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する入札案件において、入札の適正な執行を行うため、これを阻害するおそれのある関係にある複数の者の同一入札案件への参加を制限することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「系列会社等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 次に掲げる資本的関係にあるもの

ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の2に規定する親会社等及び子会社等

イ 親会社等を同じくする子会社等

(2) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている人的関係にあるもの。ただし、監査役は除くものとする。

(3) 前2号が重複している複合的關係にあるもの

(系列会社等の基準に該当する場合の取扱い)

第3条 同一入札案件において系列会社等のした入札（以下「系列会社等入札」という。）は、入札に関する条件に違反した入札として、西海市契約規則（平成17年西海市規則第55号）第12条に基づき、無効とする。ただし、系列会社等が、入札執行前（応札前）までの間に系列会社等入札に該当することを知り、当該系列会社等のうち一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効としない。

2 系列会社等が、同一入札案件において異なる共同企業体の構成員となった場合は、系列会社等入札とみなし、前項の規定を適用する。ただし、系列会社等が、同一の共同企業体に含まれている場合は、この限りでない。

3 同一入札案件において系列会社等の間で、この告示を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合と解さない。

- 4 第1項及び第2項の規定により入札を無効とされた者は、指名停止措置（西海市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成17年西海市訓令第45号）第2条に規定する指名停止の措置をいう。）の対象とする。

（公告等への記載）

第4条 市長は、系列会社等のした同一入札案件への入札は無効とする旨を、入札公告及び入札執行通知書に記載するものとし、入札参加者に入札に関する条件として明示する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日以降に入札公告又は執行通知を行う入札から適用する。